

(証券コード4748)

平成27年9月10日

株主各位

東京都中野区本町4丁目38番13号

日本ホルスタイン会館内

株式会社構造計画研究所

代表取締役社長 服部 正太

第57期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年9月10日開催の当社第57期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 第57期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）

事業報告および計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、第57期の期末配当金は1株につき40円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。定款変更の内容は、後述のとおりです。

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に服部正太、阿部誠允、澤飯明広、湯口達夫、山岡和馬、渡邊太門、荒木秀朗、水野哲博、荒川弘熙の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、荒川弘熙氏は、社外取締役であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に杉本彰、黒木弘聖、樋口哲朗

の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、樋口哲朗氏は、社外監査役であります。

以上

定款の一部変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第37条 (省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>